

(奈良県議会)

政務調査費の用途についての考え方(会派)

政務調査費は、「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」(地方自治法第100条第12項、条例第1条)として交付されるものであり、その用途基準は、条例第9条に基づき、規程第5条で定められています。
 全国都道府県議長会から示された「政務調査費の用途の基本的な考え方」に基づき、項目ごとの具体例をお示しします。
 個々のケースに係る政務調査費充当の適否については、最終的には議員の判断によることになります。

項目	内 容	規 程 別 表 第 1	具 体 的 な 例 示	留 意 事 項
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)		学識経験者等への調査委託費、県内・外調査費、海外調査費、上京要望活動費	<p>〔按分の考え方〕 私事(慶弔費を含む。)や政党活動、選挙活動、後援会活動、公務支弁日の交通費等には、政務調査費は充当できません。 なお、それら活動と政務調査活動が重複する場合には、按分して政務調査に係る所要額を算出してください。(按分率は、個々の判断によることとなります。)</p> <p>※ 広報紙の按分の考え方 広報紙で政務調査関連記事と他のものが併存している場合、記事の割合により按分してください。</p> <p>〔旅費関係〕 鉄道運賃等で領収証がない場合は、活動行程等の記録に所要額を記載してください。 宿泊費は、社会通念に照らし、妥当な範囲であることを留意してください。</p> <p>〔食糧費関係〕 食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提としたうえで、政務調査活動との一体性が必要となります。</p>
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属員及び会派の雇用する職員に参加に要する経費 (会場費・機材借用費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)		政務研究会開催費、講演会参加費、研修会参加費	
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借上費、資料印刷費等)		政務調査会等開催費、関係団体等との調整会議費、学識経験者との意見交換会経費	
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)		要望書作成費、政務調査資料作成費、コピー代	
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)		書籍等購入費、新聞購読料	
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)		政調広報紙等作成費及び郵送料、会派ホームページ開設・維持費	
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)		事務所の賃借料、清掃・維持修繕費、光熱水費	
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)		電話使用料、OA機器等リース料、備品購入費、郵送料、事務用消耗品購入費	
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賃金等)		政務調査補助職員の給与	

(奈良県議会)

政務調査費の用途についての考え方(議員)

政務調査費は、「議員の調査研究に資するために必要な経費の一部」(地方自治法第100条第12項、条例第1条)として交付されるものであり、その使途基準は、条例第9条に基づき、規程第5条で定められています。
 全国都道府県議長会から示された「政務調査費の用途の基本的な考え方」に基づき、項目ごとの具体例をお示しします。
 個々のケースに係る政務調査費充当の適否については、最終的には議員の判断によることとなります。

項目	内容 - 規程別表第2	具体的な例示	留意事項
調査研究費	議員が行う県の事務及び地方行政財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)	学識経験者等への調査委託費、県内・外調査費、海外調査費、調査に係る車リース料、ガソリン代、有料道路料金、県政関係議員連盟活動経費(会費等)	〔按分の考え方〕 私事(慶弔費を含む。)や政党活動、選挙活動、後援会活動、公務支弁日の交通費等には、政務調査費は充当できません。 なお、それら活動と政務調査活動が重複する場合には、按分して政務調査に係る所要額を算出してください。(按分率は、個々の判断によることとなります。)
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 (会費、交通費、宿泊費等)	研修会参加費、講演会参加費	※広報紙の按分の考え方 広報紙で政務調査関連記事と他のものが併存している場合、記事の割合による按分としてください。
会議費	議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を収束するための各種会議に要する経費 (会場費、機材借上費、資料印刷費等)	地域県政要望会開催費、地域住民・団体・学識経験者等との意見交換会経費	〔旅費関係〕 鉄道運賃等で領収証がない場合は、活動行程等の記録に所要額を記載してください。 宿泊費は、社会通念に照らし、妥当な範囲であることに留意してください。
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本代、原稿料等)	政務調査資料作成費、コピー代	〔食糧費関係〕 食糧費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提としたうえで、政務調査活動との一体性が必要となります。 ・公職選挙法に抵触せず、政務調査の執行が可能な場合 ①議員が主催する会議、研修会、及びそれらに連続した懇談会での選挙区外の者への食事、飲食提供 ②議員が主催する会議、研修会での茶菓提供
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)	書籍等購入費、新聞購読料	
広報費	議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、交通費等)	広報紙作成費及び郵送料、街頭県政広報活動経費、ホームページ開設・維持費	
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所の賃借料、管理運営費等)	事務所の賃借料、清掃・維持修繕費、光熱水費	
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、通信費等)	電話使用料、OA機器等リース料、備品購入費、郵送料、事務用消耗品購入費	
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料、手当、社会保険料、賞金等)	事務所雇用職員の給与	